

改正後	改正前																																
<p>第1条 [略]</p>	<p>第1条 [略]</p>																																
<p>第2条 [略]</p>	<p>第2条 [略]</p>																																
<p>(補助事業)</p> <p>第3条 補助の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、環境保全の振興又は促進を図るために実施される次に掲げる事業とする。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(5) 沼や川等の自然環境の保全や再生を推進する事業（沼や川等の環境保全推進事業）</p> <p>(6) [略]</p>	<p>(補助事業)</p> <p>第3条 補助の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、環境保全の振興又は促進を図るために実施される次に掲げる事業とする。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(5) 沼や川等の自然環境の保全や再生を推進する事業（環境保全推進事業）</p> <p>(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が認める環境保全事業</p>																																
<p>第4条 [略]</p>	<p>第4条 [略]</p>																																
<p>第5条 [略]</p>	<p>第5条 [略]</p>																																
<p>(補助金の額の算出)</p> <p>第6条 補助率は補助対象経費の4分の3以内とし、補助限度額は、次の表に掲げるとおりとする。</p>	<p>(補助金の額の算出)</p> <p>第6条 補助率及び補助限度額は、次の表に掲げるとおりとする。</p>																																
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">補助事業</th> <th>限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">地域清掃活動事業（クリーン作戦事業）</td> <td>50,000円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">ごみ集積所の維持管理事業</td> <td>50,000円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">害虫駆除事業</td> <td>50,000円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">地域猫活動事業</td> <td>200,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">沼や川等の自然環境保全推進事業</td> <td>(1) 埼玉県自然環境保全条例(昭和49年埼玉県条例第4号)第14条の規定により指定された県自然環境保全地域</td> <td>300,000円</td> </tr> <tr> <td>(2) (1)以外の地域</td> <td>50,000円</td> </tr> </tbody> </table>	補助事業		限度額	地域清掃活動事業（クリーン作戦事業）		50,000円	ごみ集積所の維持管理事業		50,000円	害虫駆除事業		50,000円	地域猫活動事業		200,000円	沼や川等の自然環境保全推進事業	(1) 埼玉県自然環境保全条例(昭和49年埼玉県条例第4号)第14条の規定により指定された県自然環境保全地域	300,000円	(2) (1)以外の地域	50,000円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>補助事業</th> <th>限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地域清掃活動事業（クリーン作戦事業）</td> <td>50,000円</td> </tr> <tr> <td>ごみ集積所の維持管理事業</td> <td>50,000円</td> </tr> <tr> <td>害虫駆除事業</td> <td>50,000円</td> </tr> <tr> <td>地域猫活動事業</td> <td>200,000円</td> </tr> <tr> <td>環境保全推進事業</td> <td>300,000円</td> </tr> </tbody> </table>	補助事業	限度額	地域清掃活動事業（クリーン作戦事業）	50,000円	ごみ集積所の維持管理事業	50,000円	害虫駆除事業	50,000円	地域猫活動事業	200,000円	環境保全推進事業	300,000円
補助事業		限度額																															
地域清掃活動事業（クリーン作戦事業）		50,000円																															
ごみ集積所の維持管理事業		50,000円																															
害虫駆除事業		50,000円																															
地域猫活動事業		200,000円																															
沼や川等の自然環境保全推進事業	(1) 埼玉県自然環境保全条例(昭和49年埼玉県条例第4号)第14条の規定により指定された県自然環境保全地域	300,000円																															
	(2) (1)以外の地域	50,000円																															
補助事業	限度額																																
地域清掃活動事業（クリーン作戦事業）	50,000円																																
ごみ集積所の維持管理事業	50,000円																																
害虫駆除事業	50,000円																																
地域猫活動事業	200,000円																																
環境保全推進事業	300,000円																																

その他市長が認める環境保全事業

50,000円

2 [略]

第7条 [略]

第8条 [略]

第9条 [略]

第10条 [略]

第11条 [略]

第12条 [略]

第13条 [略]

第14条 [略]

様式第1号(第7条関係)

[略]

様式第2号(第7条関係)

[略]

様式第3号(第8条関係)

(本文中)

年 月 日付けで申請のありました事業について、次のとおり支援を決定しましたので、蓮田市環境保全事業支援補助金交付要綱第8条の規定により通知します。

その他市長が認める環境保全事業

50,000円

2 [略]

第7条 [略]

第8条 [略]

第9条 [略]

第10条 [略]

第11条 [略]

第12条 [略]

第13条 [略]

第14条 [略]

様式第1号(第7条関係)

[略]

様式第2号(第7条関係)

[略]

様式第3号(第8条関係)

(本文中)

年 月 日付けで申請のありました事業について、次のとおり支援を決定しましたので、蓮田市環境保全事業支援補助金交付要綱第

様式第4号(第9条関係)

(本文中)

蓮田市環境保全事業支援補助金交付要綱第9条の規定により、次のとおり報告します。

様式第5号(第9条関係)

[略]

様式第6号(第10条関係)

(本文中)

年 月 日付けで報告のありました事業については、下記のとおり補助金の額が確定しましたので、蓮田市環境保全事業支援補助金交付要綱第10条の規定により通知します。

様式第7号(第11条関係)

[略]

7条の規定により通知します。

様式第4号(第9条関係)

(本文中)

蓮田市環境保全事業支援補助金交付要綱第8条の規定により、次のとおり報告します。

様式第5号(第9条関係)

[略]

様式第6号(第10条関係)

(本文中)

年 月 日付けで報告のありました事業については、下記のとおり補助金の額が確定しましたので、蓮田市環境保全事業支援補助金交付要綱第9条の規定により通知します。

様式第7号(第11条関係)

[略]

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。